

令和3年度認可外保育施設巡回支援指導事業企画提案書選定審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設巡回支援指導事業業務委託に係る企画提案書の選定審査を、適正かつ公平に執行するために必要な事項を定める。

(選定審査機関の設置)

第2条 企画提案書を選定審査するため、認可外保育施設巡回支援指導事業運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 前項の委員長及び委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 子育て支援課長

(2) 委員 子育て支援課課長，課長補佐，認可・指導係長，子ども育成係長，幼保連携係長

4 委員会の庶務は、子育て支援課認可・指導係（以下「事務局」という。）において処理する。

(選定審査の対象)

第3条 選定審査は、参加資格要件を満たす事業者が、提出期限までに提出した企画書について行う。

(選定の方法)

第4条 委員会の選定審査は、別紙「認可外保育施設巡回支援指導事業企画書選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき行う。

2 選定基準の配点に基づき採点し、委員得点の平均が50点以上であった者のうち、最も高い得点の1者を契約締結候補者として選定する。

3 最高点が複数者ある場合は、当該者の中から委員会の協議により1者を選定する。

4 企画提案者が1者のみである場合は、選定基準の配点に基づき採点し、平均50点以上をもって、当該1者を選定する。

5 上記2から4にもかかわらず、評価項目ごとの委員得点の平均が配点の5割に満たない場合は、選定を行わない。

(結果の通知)

第5条 事務局は、委員会の選定終了後、速やかに企画提案書を提出した全ての事業者に対して、当該事業者に係る審査結果を通知する。

(委託契約の締結)

第6条 県は、委員会で選定した「最も優秀な企画提案書」を提案した事業者との間で、委託業務に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は、本業務に係る委託契約を締結する。

なお、合意に至らなかった場合には、次に順位の高い企画提案書を提案した事業者との間で、必要な協議を行う。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。